

## 本市における生活支援コーディネーターの配置について

## ◎ 趣 旨

本市における「生活支援コーディネーター」の配置の考え方について整理したことから、その内容について、専門的な視点による意見を伺うもの

## 1 基本的な考え方

## (1) 生活支援コーディネーターに求められる役割・機能

国のガイドラインやこれまで社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会から頂いた意見などを踏まえ、本市における「生活支援コーディネーター」に求められる役割・機能についてはつぎのとおりとなる。

- ア 高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進していくことを目的に、多様な考えを持つ地域の組織・団体等と連絡調整できる立場にあり、公平・中立な視点を有すること
- イ NPO等の生活支援の担い手の養成、住民主体の通いの場の設置等のサービス開発を効果的に実施できること
- ウ 日常生活圏域の中心である地域包括支援センターが連合自治会区を単位に開催する「地域ケア会議」と連携できること
- エ 市域全体の生活支援に係る社会資源の把握や他自治体の情報収集能力を有していること
- オ 求められる役割や機能を十分に発揮することができるよう、関係機関・団体からの協力・支援を受けられること

(参考) 社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会から頂いた意見

- ・ 生活支援コーディネーターに求められる役割と機能にふさわしい選出をしていくべき
- ・ 生活支援コーディネーターについては、まちづくりの視点からも考える必要があり、関係課と連携できる「行政」が望ましい
- ・ 生活支援コーディネーターは専門性と専従性が求められるとともに、政策提言やビジョンを策定するうえで横断的な体制とするべき
- ・ しっかりと第1層の生活支援コーディネーターを配置することで、求められる機能を発揮できるのではないか

## (2) 生活支援コーディネーターの配置方法について

国のガイドラインにおいては、生活支援コーディネーターの配置方法について、大きく4つの事例が示されている。

(参考) 国のガイドラインにおける配置方法の例

- 地域包括支援センター型  
地域包括支援センターの3職種（保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員）が中核として取り組むもの
- 住民・行政等協働型  
行政が仕組みづくり（制度化）を実施し、住民と協働して取り組むもの
- NPO型  
テーマ型の活動を行うNPOが中核となり、行政と協働して取り組むもの
- 社会福祉協議会型  
社会福祉協議会が中核となり、行政と協働して取り組むもの

- ・ 「生活支援コーディネーター」は、生活支援サービス等についてのニーズや社会資源を把握したうえで、元気な高齢者や地域のできるだけ多くの市民や組織・団体の協力を得ながらサービスが提供できる体制を整えていく必要があり、地域の参加の輪を広げ、地域とともにサービスや活動を開発するなど、住民が主体となった支援体制づくりなどの役割が求められる。
- ・ このため「生活支援コーディネーター」の配置方法については、こうした地域における活動が効果的にできるよう整理する必要がある。

## 2 本市における「生活支援コーディネーター」の配置（案）

- ・ 生活支援コーディネーターの配置にあたっては、国において、「生活支援体制整備事業」を活用し、第1層・第2層の機能の充実を図りながら体制整備を推進していくことが重要とされている。
- ・ このため、本市においては、平成29年度からの「介護予防・日常生活支援総合事業」を通じ、地域において多様で柔軟な生活支援サービス等が段階的に充実していくよう、生活支援コーディネーターに求められる役割・機能や社会福祉審議会からの意見なども踏まえ、本市における配置について整理する。

## ○ 生活支援コーディネーターの配置（案）

本市における「生活支援コーディネーター」については、「住民・行政等協働型」を基本に、早期配置に向け取り組む。

第1層：協議体 宇都宮市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会

コーディネーター：市域全体で求められる役割・機能を発揮

【配置先】行政内

※ 第1層の生活支援コーディネーターは、政策的な事業推進が求められるものであり、制度横断的な取組が重要となることから、行政が直接関わりながら、総合的な取組を進めていく。

第2層：協議体 地域ケア会議（概ね連合自治会区を単位に開催）

コーディネーター：日常生活圏域を単位に、第1層の生活支援コーディネーターとの連携のもと、求められる機能・役割を  
発揮

【配置先】地域包括支援センター

※ 第2層の生活支援コーディネーターは、地域包括支援センターがこれまで取り組んできた「地域ケア会議」と密接に連携しながら、地域の実情を把握し、生活支援体制の整備に向けた意見集約等を行う必要があることから、第1層の生活支援コーディネーターと連携・協力した活動が可能となるよう、段階的な取組を進めていく。

## 3 平成29年度の取組

### (1) 生活支援コーディネーターの育成・支援

栃木県が開催する「生活支援コーディネーター養成研修」を活用し、必要となる人材の育成・支援に取り組む。

### (2) 情報提供の推進

地域において多様な取組がすすめられるよう、住民が主体となった生活支援サービス等の情報を把握し、地域ケア会議などを通じ情報提供に取り組む。

### (3) 次期介護保険事業計画への反映

地域における高齢者の生活課題の解決に向け必要となる施策・事業については、次期介護保険事業計画の策定において議論を進め、必要に応じて「介護予防・日常生活支援総合事業」等へ反映していく。